

**熊本県告示第 186 号**

生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 14 条第 2 項の規定により、次の指定介護機関から廃止の届出があった。

平成 17 年 2 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔訪問介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
芦北町社会福祉協議会 葦北郡芦北町湯浦 1439-1	社会福祉法人芦北町社会福祉協議会 葦北郡芦北町湯浦 1439-1	平成 16 年 12 月 31 日

〔訪問入浴介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
芦北町社会福祉協議会 葦北郡芦北町湯浦 1439-1	社会福祉法人芦北町社会福祉協議会 葦北郡芦北町湯浦 1439-1	平成 16 年 12 月 31 日

〔通所介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
芦北町社会福祉協議会 葦北郡芦北町湯浦 1439-1	社会福祉法人芦北町社会福祉協議会 葦北郡芦北町湯浦 1439-1	平成 16 年 12 月 31 日

**熊本県告示第 187 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 17 年 2 月 18 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 17 年 2 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考	
主要 地方 道	八代鏡線	八代市古閑浜町字西塩浜  3303 番 1 地先から	前	5.2 ～ 16.0	715.3	旧道移管	
				16.8 ～ 36.2			
		八代郡千丁町大字古閑出字稻荷下  2392 番 1 地先まで	後	16.8 ～ 33.0	689.0		
"	多良木 相良線	球磨郡あさぎり町上北  1238 番 地先から 同 所  1245 番 83 地先まで	前	11.9 ～ 15.2	163.4	緊道整	
				13.2 ～ 40.6			
一般 県道	上椎葉 湯前線	球磨郡水上村大字江代字古屋敷  1286 番 9 地先から 同 所 同 字  1158 番 1 地先まで	前	4.7 ～ 20.5	103.0		"
				8.6 ～ 40.4			

2 区域変更する期日 平成 17 年 2 月 18 日

**熊本県告示第 188 号**

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項に定める救急医療機関に認定したので、同令第 2 条第 1 項の規定により告示する。

平成 17 年 2 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 救急医療機関

名 称	所 在 地	認 定 期 間
国民健康保険宇城 市民病院	宇城市松橋町豊福 505 番地	平成 17 年 1 月 15 日から 平成 19 年 10 月 5 日まで

**熊本県告示第 189 号**

次の医療機関について、救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項に定める申出が撤回されたので、同令第 2 条第 2 項の規定により告示する。

平成 17 年 2 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

名 称	所 在 地	撤 回 日
国民健康保険松橋 町立病院	下益城郡松橋町大字豊福 505 番地	平成 17 年 1 月 14 日

**熊本県告示第 190 号**

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 2 条第 2 項第 2 号に定める区画整理事業の実施に伴い、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、次のとおり字の区域を変更する旨美里町長から届出があった。

上記の届出に係る字の区域の変更は、当該事業に係る換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成 17 年 2 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

変更前 の大字	変更前 の 字	区 域	変更後 の大字	変更後 の 字
永 富	下 前 田	1042 の一部、1042 の 2 の一部、1047 の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	永 富	上 前 田
永 富	下 川 原	1477、1478 の 1、1479 の 1、1479 の 2 に隣接する水路である国有地の全部並びに字上前田 1475 の 1、1476 に隣接する道路である国有地の全部	永 富	上 前 田
永 富	屋 敷 田	1570、1571 の 1 の一部、1572、1573、1574 の一部、1586 の一部、1587 の 1 の一部、1587 の 2 の一部、1588 の一部、1602 の一部、1603 の一部及びこれらの区域に介在する道路、水路である国有地の全部	永 富	津 留
永 富	屋 敷 田	1580 の 1 から 1580 の 3 までの各一部、1581 の一部、1582 の一部、1592 の 1 の一部及びこれらの区域に介在する水路である国有地の全部	永 富	下江尻野

**熊本県告示第 191 号**

昭和 63 年 9 月 6 日熊本県告示第 618 号の 2（屋外広告物及びこれを掲出する物件に係る禁止地域・許可地域等の指定）の一部を次のように改め、平成 17 年 2 月 18 日から施行する。

平成 17 年 2 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

3 項の表 15 の 3 の項の次に次の項を加える。

15 の 4	国道 389 号 (バイパス)	第三種 禁止地域	国道 389 号との交 点 (天草町大字大 江地内)	国道 389 号との交 点 (天草町大字大 江地内)	路端から 100 メートル以内	天草町
--------	--------------------	-------------	----------------------------------	----------------------------------	--------------------	-----

**熊本県告示第 192 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 17 年 2 月 18 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 17 年 2 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	熊本田原 坂線	鹿本郡植木町大字豊岡字君塚  2 番 地先から  同 所 同 字  1 番 1 地先まで	前	5.8 ～ 9.6	134.2	廃道処分
				16.0 ～ 25.0		
			後	16.0 ～ 25.0	113.2	
一般 県道	五木湯前 線	球磨郡五木村字竹の川  4911 番 1 地先から  同 所 同 字  4882 番 地先まで	前	4.0 ～ 10.0	219.0	単道改
			後	8.5 ～ 15.0	219.0	

2 区域変更する期日 平成 17 年 2 月 18 日

**熊本県告示第 193 号**

昭和 63 年 9 月 6 日熊本県告示第 618 号の 2（屋外広告物及びこれを掲出する物件に係る禁止地域・許可地域等の指定）の一部を次のように改め、平成 17 年 2 月 27 日から施行する。

平成 17 年 2 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

3 項の表 23 の 3 の項及び 23 の 4 の項を次のように改める。

23 の 3	南九州西回り自動車道（都市計画区域の用途地域を除く区間）	第二種禁止地域	八代インターチェンジ（八代市東片町地内）	田浦インターチェンジ（芦北町大字田浦地内）	路端から 500 メートル以内	八代市芦北町
23 の 4	南九州西回り自動車道（都市計画区域内の用途地域内の区間）	第三種禁止地域	八代インターチェンジ（八代市東片町地内）	田浦インターチェンジ（芦北町大字田浦地内）	路端から 200 メートル以内	八代市芦北町

**公 告**

**熊本県公告第 123 号**

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 17 年 2 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子